

介護サービス
解説シリーズ
No.10今月のテーマ
住宅改修～自宅での生活を
安全に過ごすために～

年齢を重ねると身体機能に様々な変化が生じるため、元気な時には気にならなかったちょっとした段差やトイレの立ち座りのときの痛みなど、日常的に気になること、不安なことが増えてきます。住宅内での事故の多くは、そういった身体機能の変化と住環境が関係して起きていると考えられます。現在の住宅の構造に不安や不便を感じたら、介護保険を使った住宅改修により、より安全、快適な暮らしを送れるよう考えてみましょう。

介護保険を使った住宅改修とは

自宅での生活に支障がないように、身体状況に配慮した住宅の改修で、一人当たり20万円までの住宅改修を行うことが可能です。かかった費用の1割（平成27年8月以降は、一定以上の所得のある方は2割）分は自己負担になります。

対象となる工事は以下の通りです。

介護保険が適用される住宅改修

1



トイレ・浴室・洗面所・廊下・玄関まわり・階段など

手すりの取付

2



玄関・廊下・居間・トイレなど

3



階段・浴室・玄関まわり・和室など

すべり防止

4



トイレ・浴室など

引き戸などへの取り替え

5



トイレ（便器の位置・向きの変更も）

洋式便器などへの取り替え

6



トイレ手すり設置のための下地工事など

付帯して必要な工事

注) 介護保険を使った住宅改修が行えるのは、要介護認定を受け要支援または要介護となった人です。また、工事を行う前に申請手続きが必要となりますので、事前にケアマネジャー や区役所の介護福祉課へご相談ください。

以下は具体的な例です。

**かまち は
上がり框が高く這って上がっている。
転倒や苦痛なく、安全に外出したい。**

↓
玄関壁に手すりを設置し、式台(固定された踏み台)を取り付けた。

↓
手すりで体を支えながら楽に靴が履けるので、転倒の心配なく安心して外出できる。

**体の動きが大きいと膝や腰が痛む。
トイレでの立ち座りの痛みを減らしたい。**

↓
トイレの壁にL字型の手すりを設置し、便器が少し高くなるようにかさ上げした。

↓
無理な負担がかからなくなったのでトイレへ行くことが苦痛でなくなった。

浴室は内側に開閉する扉のため、出入りの動きが大きくなる。もっと楽に入浴したい。

↓
扉を入口段差の少ない折れ戸に、脱衣場側、浴室側に縦手すりを設置

↓
お風呂用のイスが扉に当らなくなりストレスがなくなった。
安全に入り出しきて満足。

**階段が狭く急で両手を付いて登り降りする。
二階に洗濯物を干したい。**

↓
階段壁に手すりをつけ、踊り場まで伸ばした。

↓
洗濯物を持っても手すりで体を支えることができ、登り切ったところで安心して洗濯物を下ろせる。

注) 借家であれば大家さんの許可を得ることが必要です。住宅形態により改修が困難な場合もあります。住民票と住宅改修を希望する家とが異なる場合も対象外です。

上記以外にも色々なケースで住宅改修は行われています。



「少しの改修でずいぶん楽になった」と言われることも多いので上手に利用しましょう。

現在、介護認定を受けていなくても、家の中で転倒の危険を感じている状態であれば申請することにより認定され利用できる場合もあります。詳細はご相談ください。

**お薬や介護についてわからないことや、気がかりなことがありますたら、
お気軽にお尋ねください。**

担当 みやこケアプランセンター

***** みやこ薬局 *****

本店・山科店・薬大前店・マツヤスーパー店・北山店・紫竹店
大宮店・みやこケアプランセンター(北山店横)

<http://www.miyako-ph.co.jp>